

令和5年6月1日 制定

岐阜県の後援名義使用承認に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県(以下「県」という。)の後援名義の使用承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(後援名義の使用を承認する事業)

第2条 県は、申請のあった事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、後援名義の使用を承認するものとする。

- (1) 当該事業の内容が、県の施策の推進又は県民サービスの向上に寄与するもので、県が適当と認めるもの
- (2) 営利を目的としないもの
- (3) 当該事業への参加者に金品の寄付、援助、当該事業以外の事業への参加等を強要し、又は勧奨するものでないもの
- (4) 主催者の事業運営能力等に疑義がある事業でないもの
- (5) 特定の党派、宗教又は宗派を支持し、又は支援する事業でないもの
- (6) 宗教的又は政治的な活動でないもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をし、又は行うおそれのある団体及びその関連団体が主催、共催、後援等をする事業でないもの
- (8) 特定の個人又は公益性を有しない特定の団体のみに係る事業でないもの
- (9) 事業規模が2以上の市町村の区域を対象とするもの
- (10) 暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げる者が主催、共催、後援等をする事業でないもの
- (11) 申請時点及び申請から過去5年の間において、法令に違反し、又は違反する疑いがあるものとして、法令に基づく調査(定例的なものを除く。)、規制等の対象となっている者又は対象となった者(調査の結果、違反が認められなかった者を除く。)が主催、共催、後援等をする事業でないもの
- (12) その他県行政の運営に支障をきたす事業でないもの

(主催者の範囲)

第3条 前条の事業の主催者は、県民を対象として当該事業を行う者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) その他県が適当と認める個人又は団体

(申請)

第4条 事業の主催者は、第2条の規定による承認(以下「後援名義の使用承認」という。)を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した後援名義の使用承認申請書(別記様式1)に、同様式に定める書類その他県が必要と認める資料を添えて、事業開始の2か月前までに、当該事業の内容に関する分野を所管する県の所属(以下「所管所属」という。)に提出しなければならない。

- (1) 事業の名称、目的及び内容
- (2) 事業の主催者、共催者、後援者等
- (3) 開催期日又は期間
- (4) 会場の所在地及び名称
- (5) 参加対象及び予定人員
- (6) 第2条各号のいずれにも該当する旨の誓約

(後援名義の使用承認等の手続)

第5条 県は、前条に規定する申請書等(以下「申請書等」という。)が提出されたときは、事業の内容等の確認及び審査をし、後援名義の使用承認の適否について判断するものとする。

- 2 前項の判断は、事業の内容に関する分野を所管する部局の長が行うものとする。この場合において、当該部局の長は、秘書課長を経て、秘書広報統括監に合議しなければならない。
- 3 県は、第1項の判断の結果を後援名義の使用に係る通知書(別記様式2)により、速やかに申請書等を提出した者に通知するものとする。

(後援名義の使用)

第6条 後援名義の使用承認を受けた主催者は、後援名義の使用承認を受けた日以降、作成するチラシ、ホームページ等の広報媒体において、県が後援している旨の表示をすることができる。

(経費負担)

第7条 県は、後援名義の使用承認をする場合は、原則として当該事業に係る経費を負担しないものとする。

(変更・中止の届出)

第8条 後援名義の使用承認を受けた主催者は、申請書等に記載した事項に変更が生じた場合又は事情により事業の中止を決定した場合は、速やかに、事業

計画変更・中止届（別記様式 3）により所管所属に届け出なければならない。

（実施状況の調査）

第 9 条 県は、後援名義の使用承認を受けた主催者が申請書等に記載した事業の内容とは異なる内容で事業を実施し、又は実施しようとしているなど、疑義があると認めるときは、後援名義の使用承認を受けた主催者に対して説明を求め、又は調査を行うことができる。

（事業実施報告）

第 10 条 後援名義の使用承認を受けた主催者は、事業終了後 1 月以内に事業実施報告書（別記様式 4）に、同様式に定める書類その他県が必要と認める資料を添えて、所管所属に提出しなければならない。

2 県は、前項の事業実施報告書を確認し、内容に疑義があると認めるときは、後援名義の使用承認を受けた主催者に対して説明を求め、又は調査を行うことができる。

（後援名義の使用承認の取消し）

第 11 条 県は、後援名義の使用承認を受けた主催者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、後援名義の使用承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正行為により後援名義の使用承認を受けたと認めた場合
- (2) 第 2 条各号のいずれかに該当しないと認めた場合（後援名義の使用承認後の事業内容の変更により該当しなくなった場合を含む。）
- (3) 第 9 条又は前条第 2 項に規定する調査により、不適切な対応を認めた場合
- (4) 前条第 1 項の規定により提出された事業実施報告書の確認により、重大な瑕疵を認めた場合
- (5) その他不適当な行為があったと認めた場合

2 県は、前項の規定による取消しを行う場合は、後援名義使用承認の取消通知書（別記様式 5）により後援名義の使用承認を受けた主催者に通知するとともに、取消しを行った旨を公表するものとする。この場合において、取消し及びその公表により主催者、共催者、後援者等に生じた不利益について、県はいかなる補償も行わない。

3 県は、第 1 項の規定による取消しを受けた主催者が主催、共催、後援等をする事業については、当該取消しの日から 5 年の間、事業の内容にかかわらず、後援名義の使用承認の申請を受け付けないものとする。

（申請事案等の報告）

- 第12条 各部局長は、後援名義の使用承認に係る申請及び県が行った対応の状況について、毎年度4月から9月までの分及び10月から3月までの分を、各期間の末日が属する月の翌月の20日（当該日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日）までに、後援名義の申請・承認等実績（別記様式6）により、秘書広報統括監に報告するものとする。
- 2 各部局長は、第9条に規定する調査等及び前条に規定する後援名義の使用承認の取消しを行おうとする場合は、その概要を秘書広報統括監に報告するものとする。

（委任）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、後援名義の使用承認に関する細則は、各部局長が定めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 令和5年7月31日までの間、各部局で適用していた要綱等により承認することを妨げない。

別記

(様式1)

年 月 日

岐阜県知事

様

主催者所在地 〒 —

名 称

代表者

岐 阜 県 後 援 名 義 の 使 用 承 認 申 請 書

下記の事業について、県の後援名義の使用承認を申請します。

申請が承認された場合は、下記の誓約事項を遵守することを約します。また、私たちがこの誓約事項に反したと県が判断する場合には、後援名義の使用承認の取消し及び取消しの事実の公表の措置を受けても異存はなく、また、これに伴う一切の補償を県に求めません。

記

事業の名称	
事業の目的・内容	
主催者・共催者・ 後援者等	

開催期日・期間	
会場の所在地・名称	
参加対象・予定人員	
誓約事項	<p>私たち、（団体名）は、事業の実施に当たり、以下の事項を遵守することを約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 県の施策推進又は県民サービスの向上に寄与するなど、公益性の高い事業とします。 <input type="checkbox"/> 当該事業は、営利を目的としません。事業実施後に収支決算で余剰金が生じた場合は、出資割合に応じて協賛者等に返還、社会的に信頼のおける慈善団体等に寄付するなど、適切に処理を行います。 <input type="checkbox"/> 当該事業への参加者に、金品の寄付、援助、当該事業以外の事業への参加等を強要し、又は勧奨しません。 <input type="checkbox"/> 当該事業の運営能力等に疑義はありません。 <input type="checkbox"/> 当該事業は、特定の党派、宗教又は宗派を支持し、又は支援するものではありません。事業中で宗教的又は政治的な活動その他事業の目的に反する活動は、一切行いません。 <input type="checkbox"/> 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をし、又はおそれのある団体及びその関連団体が主催、共催、後援等をする事業ではありません。 <input type="checkbox"/> 当該事業では、公益性を重視し、特定の個人や公益性を有しない特定の団体が提唱する特定の考えに偏ることなく、広く一般に受け入れられ、参加者にとって参考となる情報の発信を行います。 <input type="checkbox"/> 2以上の市町村の区域を対象とする事業規模とします。 <input type="checkbox"/> 主催者、共催者、後援者等は、暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げる者に該当しません。

	<p><input type="checkbox"/> 主催者、共催者、後援者等は、現に及び過去5年の間において、宗教法人法、破壊活動防止法その他の法令に違反し、又は違反するおそれがあるものとして、法令に基づく調査（定例的なものを除く。）、規制等の対象となったことはありません。</p> <p><input type="checkbox"/> その他県行政の運営に支障をきたす行為は、一切行いません。</p> <p>（<input type="checkbox"/>に\checkmarkを記入の上、主催者（団体・代表者）名を自署）</p> <hr/>
備 考	
連絡先	
連絡責任者	

（添付資料）

- 1 事業内容が分かる書類(事業計画書、パンフレット案、チラシ案等)
- 2 定款、設立趣意書その他の主催者、共催者、後援者等（官公署を除く。）の設立目的を記載した書類(主催者、共催者、後援者等が実行委員会等である場合は、構成員の一覧及び構成員（官公署を除く。）の設立目的を記載した書類を含む。)
- 3 収支予算書

（注） 不要な文字は抹消して使用すること。

ただし、誓約事項については抹消を認めない。

収支予算書

収入の部

項目	金額	摘要
計		

支出の部

項目	金額	摘要
計		

(様式 2)

第 号
年 月 日

主催者名称
代表者 様

岐阜県知事

岐 阜 県 後 援 名 義 の 使 用 に 係 る 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました下記の事業に係る県の後援名義の使用

承認します。

については、

承認できません。

記

事業の名称	
主催者・共催者・ 後援者等	
開催期日・期間	
会場の所在地・名 称	
※承認できない 理由等	

(承認する場合の留意事項)

- 1 当該事業への参加者に金品の寄付、援助、当該事業以外の事業への参加等を強要し、又は勧奨してはならない。

- 2 後援に当たって、県は経費等を負担しない。
- 3 主催者提出の申請書において誓約した事項等に主催者・共催者・後援者等が反した場合は、県の後援名義等を取り消し、その旨を公表する。なお、これに伴い主催者・共催者・後援者等に生じた不利益について、県はいかなる補償も行わない。
- 4 当事業終了後1月以内に事業実施報告書を提出すること。

(注) 不要な文字は抹消して使用すること。

所 属			
担当係長		担当者	
電話番号			
F A X 番号			

(様式3)

年 月 日

岐阜県知事

様

主催者所在地 〒 —

名 称

代表者

事業計画変更・中止届

年 月 日付け 第 号で後援名義の使用承認のありました
事業計画を変更
事業について、 しましたので届け出ます。
中止を決定

記

<変更の場合>

変 更 前	変 更 後

<中止の場合>

中 止 の 理 由

(様式 4)

年 月 日

岐阜県知事

様

主催者所在地 〒 ー

名 称

代表者

事 業 実 施 報 告 書

年 月 日付け 第 号で後援名義の使用承認のありました事業
について、下記のとおり事業実施結果を報告します。

記

事業の名称	
開催期日・ 期間	
実施内容	
参加者数	

(添付資料)

- 1 事業実施結果が分かる書類
- 2 収支決算書

収 支 決 算 書

収入の部

項 目	金 額	摘 要
計		

支出の部

項 目	金 額	摘 要
計		

上記のとおり相違ありません。

代表者

(様式5)

第 号
年 月 日

主催者名称
代表者 様

岐阜県知事

岐阜県後援名義使用承認の取消通知書

貴団体に対する 年 月 日付け 第 号で通知した後援名義の使用承認については、下記のとおり取り消します。

記

事業の名称	
取消理由	

所 属	
担当係長	担当者
電話番号	
F A X 番号	

(様式6)

岐阜県後援名義の申請・承認等実績

年度	担当課	主催者	共催者・ 後援者等	申請者	行事の名称	開催日 ・期間	承認・不承認・取消し		承認時 の疑義	実施報告時 の疑義	備考(不承認理由、疑義の詳細 等)
							日付				

注) 「主催者」欄には、団体名のみ記載すること。

「申請者」欄には、団体名・代表者名まで記載

承認後に取消しとなった場合は、行を追加し、「承認・不承認・取消し」欄に「取消し」と記載し、「備考」欄に取消しとなった経緯等を記載すること。